

生徒指導関係諸規定

(I) 生徒心得

1. 登校・下校

- (1) 所定の時刻に遅れないよう、教室、グラウンド等定められた場所に集合のこと。
- (2) 校内に入り授業開始以降は、特別の理由がない限り放課後まで校外に出られない。
特に外出しなければならない用件のあるときは、担任に申し出て許可を得ること。

2. 服装および所持品

- (1) 学校所定の制服を着用すること。
特別な事情で制服を着用できない場合は申し出て許可を受けること。
- (2) 靴、コート等は華美、ぜいたくにならないものを用いること。特別な事情で靴を使用できない場合は申し出て許可を受けること。
- (3) クラブ活動などで対外試合、行事等に参加するときも制服を着用することを原則とする。
- (4) 生徒らしい身だしなみであること。(ピアス、カラーコンタクト、パーマ、エクステ、化粧、染髪、奇抜な髪型などは禁止する)
- (5) 不必要な多額の金銭や高価な物品を持ってこないこと。学習用具等の所持品には必ず記名し、保管に十分留意すること。
- (6) スマートフォン等
 - ① 校内へのスマートフォン等の持ち込みは原則禁止とするが、保護者との連絡等、特別な事情がある場合には持ち込むことができる。その場合は、電源を切るか、サイレントモードにして鞆の中に入れておかなければならない。校内での紛失、破損等については持ち込んだ者の自己責任とする。
 - ② 校内において、スマートフォン等を使用できるのは、保護者への連絡等（電話・メール・SNS）に限定する。ただし、使用できるのは、授業終了後のみとする。授業終了後であっても、ゲームをしたり、音楽を聞くことや周りの人の迷惑になるような使用をしない。
 - ③ 授業時間帯（休憩時間を含む）に、生徒から保護者に連絡を取らなければならない等、やむをえない事情が発生した場合には、必ず事前に教員の許可を得て、使用すること。
 - ④ 授業時間帯（休憩時間を含む）に、保護者から生徒に連絡を取らなければならない場合には、学校事務室に連絡して、取り次いでもらう。
 - ⑤ 他人の立場を尊重し、個人を誹謗中傷するような書き込みをしたり、無断で名前や写真を使わない。

3. 通 学

- (1) 登下校については、その方法、利用機関のいかんを問わず常に安全に留意し、交通道徳、交通法規を遵守すること。
- (2) 自転車による通学は「自転車通学許可規定」による。

4. その他

- (1) 欠席、遅刻、早退の際は必ず担任または副担任に事前に連絡すること。
- (2) アルバイトは原則として禁止する。家庭の事情等でアルバイトを行う場合は、まず、担任が生徒、保護者の方とよく話をし、注意や助言をする。そして、やむをえない事情があり、かつ、アルバイトをしても学業が疎かにならないと判断できた場合、手続きを行うものとする。ただし、「アルバイト届」を提出せずにアルバイトした場合や「アルバイトのきまり」を守らなかった場合には指導する。
※「アルバイトのきまり」
 - ・ 飲酒を主とする店や危険を伴うもの、定期考査発表日から試験中の勤務は禁止する。
- (3) 下宿生は所定の下宿生カードに必要事項を記入のうえ届け出ること。下宿先を変更したときもその都度届け出ること。
- (4) 生徒手帳・生徒証明書は常時携帯すること。
- (5) 校具、備品等を大切に扱うとともに、常に校舎内外の清掃美化につとめること。

(Ⅱ) 生徒賞罰規定

第1章 通則

第1条 この規定は生徒に対し、適当な賞罰を行い、校風の高揚と校紀の維持を期することを目的とする。

第2条 前条の目的を達成するため、校長は職員会議を経て賞罰を行う。

第2章 褒賞

第3条 褒賞は次の二種とする。

- ① 賞 状 ② 賞 品

第4条 次に掲げる場合は褒賞を行う。

- ① 生徒会活動・クラブ活動・その他校風発揚に貢献したとき
② その他表彰に価する善行のあったとき

第3章 懲戒

第5条 懲戒は次のように定める。

1. 懲戒処分（学校教育法施行規則第26条による）

- ① 訓告 ② 停学 ③ 退学

2. 特別指導

- ① 家庭反省指導・別室反省指導 ② 授業出席指導 ③ 校長訓戒

第6条 懲戒は別に定める懲戒細則によって行う。

第7条 身だしなみ指導の違反生徒には再登校指導を行うこともある

懲戒細則

第1条 下記事項に該当する者は、生徒賞罰規定第3章第5条を適用する。

- ① 喫煙・飲酒したもの、及びこれを教唆誘惑したもの。
- ② 故意に校舎校具を破壊損傷したもの。
- ③ 正当な事由がなく、授業を怠ったもの。
- ④ 故意に授業を妨害したもの。
- ⑤ 風紀上悪影響があると認められる場所に出入りしたもの。
- ⑥ 交通違反を犯したもの。
- ⑦ 考査中不正行為をしたもの、及びこれを強要補助したもの。
- ⑧ 故意に考査を拒否したもの。
- ⑨ 男女間の風紀を乱したもの。
- ⑩ 暴力行為をなし、他人を傷害したもの。
- ⑪ 窃盗をなし、又それを教唆したもの。
- ⑫ 正当な理由がなく、欠席・欠課常ならぬもの。
- ⑬ 著しく学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反したもの。
- ⑭ その他、生徒としてあるまじき行為をしたもの。

第2条 前条に列記した行為が未遂に終わった場合には、この細則に準じて懲戒する。

第3条 第1条で規定した以外の事項についても法律に違反した者は、この細則に準じて懲戒する。

第4条 その他、必要なことは別途定める。